

私たちは通常、一五世紀末にカトリック両王（カステイリーリヤ王四のイサベルとアラゴン連合王国のフェルナンド）がほぼ現在のスペインの国家領域を共同統治するようになった、「スペイン（イスパニア）王国が成立した」という言い方をします。ちなみにわが国でも、コロンプスの新大陸航海五百周年にあたった一九九二年には、「一四九二年は、まず第一に、カトリック両王のもと、国土と宗教の両面において統一された近代スペインの誕生の年なのである」といった記述が「スペインもの」出版物に多く見受けられたのであった。

だが、カトリック両王期を近代の国民国家スペインにつながるような「国家統一」の時代とする見解は、もはや支持することはできない。両王の偉業を「国家的・宗教的統一」として強調するのは、明らかにフランコ独裁時代に代表されるイデオロギー的立場（「カタルーニヤ、バスク地方などの地域主義を否定し、伝統的カトリック教会の威信を堅持しようとするスペイン・ナシヨナリズム」）からの作為（歴史神話化）の産

物であった。この「スペイン精神（イスパニター）」を強調するためフランコ時代の国章の下部にイサベルの紋章「矢の束」とフェルナンドの紋章「楯」が描かれていたことは、今なお記憶に新しい（なお二つの紋章を重ね合わせた國柄が、ファシズム政党フアランへの党章であった）。

しかし、中世末の混乱を経てカステイリーリヤとアラゴンの両王国の共同統治が開始されたということは、スペインの歴史過程にとつてはきわめて重要な出来事であった。ここでも「スペイン王国」という言い方を使うことにするが、二つの王位の合体によってスペイン王権は飛躍的に強化されたのである。カトリック両王の治世にはグラナダ王国、カナリア諸島、ナバール王国が征服されてスペイン王国の領域が一体化し、アメリカの征服にも着手された。また、ユダヤ教徒やイスラーム教徒に迫害か改宗かの二者択一を迫るかたちでの宗教的統一が進められ、少なくとも法的にはキリスト教共同体が実現した。そして婚姻政策の偶然の産

物とはいえ、以後一六一一七世紀にかけてハブスブルク家による単一王朝の支配が続いていく。

では、やがてその絶頂期にスペイン王国（大陸の沈まぬ帝国」と豪語されていた）に君臨したフェリーペ二世は、自らを「スペイン国王」と称したのであるうかじつはそうではないのである。彼の称号は以下のよう

に長々としたものであった。
「神のご加護による、カステイリーリヤ、レオン、アラゴン、両シチリア、ポルトガル、ナバール、グラナダ、トレード、バレンシア、ガリシア、マジヨルカ、セビリア、サルデーニヤ、コルドバ、ムルシア、ハエン、



図 フェリーペ2世の肖像

アルガルベ、ヒブラルタル（ジブラルタル）、カナリア諸島、西インドおよび東インド、大西洋の諸島と大陸、……の国王、ブラバントとミラノの公爵、フランドル、……、バルセローナの伯爵、ビスカーヤとモリナの領主、等々」（その「道官状」による。版図の地図を参照されたい）。

つまり、これらは歴代国王が、中世から漸次拡大していった領土のすべてを自らの称号に採用していた結果であった。一七世紀半ばにはふたたび独立を遂げたポルトガルが除かれるが、こうした称号のあり方は、九世紀初めの旧体制の崩壊まで続いていた。「スペイン国王」が初めて公式に使われるのは、一八〇八年六月、ナポレオンの兄ホセ・ボナパルトの即位にさいしてであった。同じ旧体制の隣国フランスでは「フランス国王」が使用されていたのにならして、スペイン王国で「スペイン国王」が採用されることがなかったのはなぜであろうか。

そもそも、カトリック両王の「国家統一」は、二人がカステイリーリヤとアラゴンの両国の「共同統治」を実現したということであって、「王朝の統一」にすぎず

(身上連合、人的結合)、この両国がそれぞれの独自の政体を変更することはいささかもなかったのである。アラゴン連合王国は、一二世紀にアラゴン王国とカタルニア公国の「王朝の統一」から成るが、その後併合されたバレンシア、マジョルカ、サルデーニャ、シチリア、ナポリも含めて、それぞれがべつべつの統治機関、議会、税制などを維持し続けていた。カステイリヤ王国の場合には、統合されていた諸国家の多く(ヘトレド、セビーリヤ、コルドバ、等々)はカステイリヤの政治・法制度のもとに置かれるようになるが、バスク地方やナバラは独立の国に等しい大きな地域特権(フエロス)を受け、ガリシアやアストゥリアスも固有の政治機関(フンタ)を有していた。

イベリア半島には、八世紀初めのイスラーム勢力の侵入以来、地域的にも言語的にも多様な社会が生まれ、レコンキスタの過程で誕生した各王国の法・政治・行政制度もまたきわめて多様であった。したがって、カステイリヤを中心にある程度の凝集性を築き上げていった王権も、さらに諸王国を併合してスペイン王国を築きあげようとする場合には、それぞれの地域的諸

権利・諸特権(諸自由)を尊重した緩やかな統合を模索せざるを得なかったのである。ちなみに、アラゴンのフェルナンドを「弱小の、君主から、名声と榮譽において、キリスト教国第一の国王とまでなった」と称えたイタリヤの政治思想家マキヤヴェリは、その名著『君主論』のなかで、「複合型の君主国について」という章を立てて、「言語も風習も制度も異なる地域の領土を手に入れる」場合のさまざまな困難を列挙している。そしてとくに君主が留意すべき一点として、「その領土の昔からの君主の血統を根絶すること」と「その法律や税制に手をつけぬこと」をあげていた。

こうして、「太陽の沈まぬ帝国」は、マキヤヴェリのあげた第一の点は別として、第二の点は「大きな幸運と、たいへんな努力」とで守っていたのである。最近の歴史研究は、近代の国民国家とは異なる近世国家の政体として「複合王政」という概念を使いだしているが、スペイン王国はまさにこの典型的事例であったといえる。

では、スペイン王国を統合する要素とは、同一王朝による支配ということだけだったのだろうか。ここで

注目されるのは、カトリック国王以後、歴代のスペイン国王に採用されるようになった「カトリック王」という称号である。スペイン国王は、「普遍的な」キリスト教世界の盟主としての立場を主張し、非カトリック的な宗教改革にたいしては徹底的に弾圧するという姿勢をとり続けた。そしてこれは、もともと地域的・言語的に多様であるばかりか、人種的・宗教的にも多様であった中世スペイン社会を一つの王権のもとに統合しようとした必然の結果だったのである。

イスラームに対するレコンキスタを進めるなかで成立した中世国家では、その支配下に組み込まれたユダヤ教徒もイスラーム教徒も共同体としての法人格を与えられ、さまざまに制約を受けていたとはいえ、キリスト教徒共同体に並立して王権に臣従するというかたちをとっていたのである。しかし、中世の混乱を経て確立する王権は、すでに述べたように地域的多様性を「複合王政」というかたちで緩やかに高め上げる一方で、国家的凝集性を勝ち取るためには宗教的多様性を容認することはできず、キリスト教共同体以外の法人格を排除するに至ったのである。このために、ユダヤ

教徒やイスラーム教徒のキリスト教への強制改宗が進められ、同時に正統的信仰の防衛の誓として異端審問所が創設されたのであった。

そしてこの宗教的一元化は、スペイン、なかでもカステイリヤ社会において特有な社会的価値と差別感情を生み出すという結果をもたせていた。すなわち、新たにキリスト教に改宗した者たち、とくにコンベルソ(改宗ユダヤ教徒)をキリスト教共同体の一員として受け入れながらも同時にさまざまなかたちで差別し排除するというものである。これにはコンベルソのなかに多くの隠れユダヤ教徒が存在し、彼らが異端審問所の迫害の対象となったという事情もあるが、出来の反ユダヤ感情にコンベルソの社会的上昇への脅威を重ね合わせた古くからのキリスト教徒たちは、自分たちの血筋の由緒正しさを誇ることで社会的優越を感じるとともに新キリスト教徒の社会的排除を狙ったのであった。こうして一六世紀を通じて、祖先に「ユダヤ教徒やモーロ人の血が混じらない」という「血の純潔」規約が、各種の信徒会や職能団体に採られていき、フェリーペ二世の時代にはカステイリヤ社会の極端な閉

領土が完成した（グティエレス・ニエトはこれを「チベッ
ト化」と呼んだ）。同時代の証言は次のように言う。

「用心深い人は結婚しようとする女性の資質を厳密
に調べ上げ、誰の娘で誰の孫かと調査する。……だが、
彼の隣人や敵対者が、彼の妻の曾祖母のさらに昔の祖
母がモリスコ女性か改宗ユダヤ人女性だったことを明
らかにすると、彼がどんなに名譽があつて高貴だった
としても、彼とその妻のあいだに生まれた息子は、改
宗したばかりの者であるかのように、卑しい者と同列
に見なされてしまう。」

別の言い方をしよう。「複合王政」であるスペイン王
國は、カトリックのキリスト教共同体であることをそ
の統合原理としており、異端審問制度と「血の純潔」
によって支えられた国家であつたのである。ドウテュ
ーの言葉を借りれば、「古くからのキリスト教徒である
スペイン人」こそが「國家の一体性の基盤であり、異
端者である外国人と自らを分かち国民意識の基盤」で
あつた。「太陽の沈まぬ帝國」のフェリーペは、「異端
者に君臨するくらいなら命を百度失うほうがよい」と
か「宗教が第一義」という言葉を繰り返して述べたとさ

れるが、それは彼自身の心情でもあつたし統治の信条
でもあらねばならなかつたのである。

しかしながら、一七世紀になると、ヨーロッパの諸
國家がそれぞれに國內の地方的特殊性を削減して主権
國家としての地位を強化する動きが明らかになる。す
でにプロテスタント諸派やイギリス國教会がその地位
を確立し、スペインはもはやキリスト教世界の盟主と
しての地位を失つていく。ハプスブルク王朝による帝
國維持は、オランダやイギリス、そしてフランスの台
頭のまえに大きな困難に遭遇したのであつた。

こうした状況下、フェリーペ四世の寵臣オリバー
スが王國改革に着手し、カステイリヤ以外の諸國か
らの兵員徴募や収入増加の計画が立てられた。しかし、
これらはカクルーニャやポルトガルの反乱を招いて失
敗に終わり、やがて「スペインの優位」は、太陽王ル
イ十四世の「フランスの優位」に取って代わられる。

ここで興味深いのは、オリバーレスが一六二四年に
國王に宛てた進言書である。「國王陛下、あなた様の王
國のもっとも重要な条件は、あなた様がスペイン國王
となられることです。すなわち、陛下、あなた様がポ

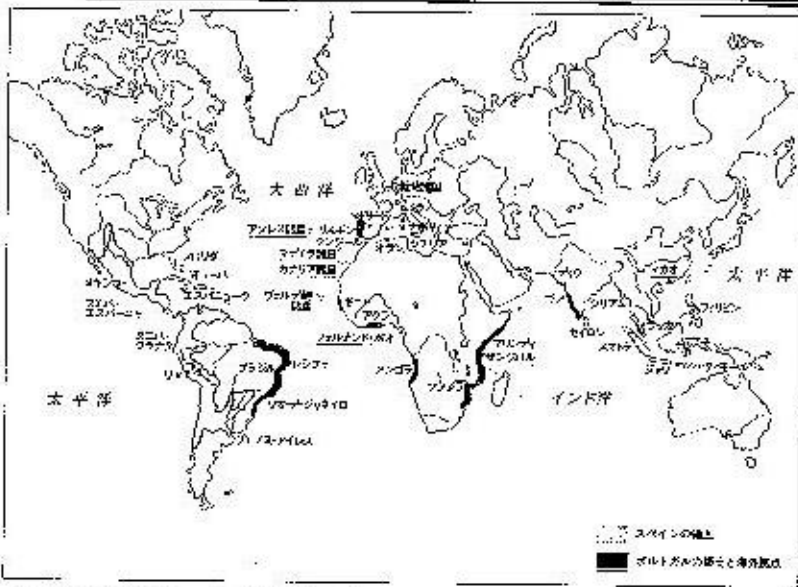


図 17世紀初めのスペイン帝國の版圖（ポルトガル領土を含む）

ルトガル、アラゴン、バレンシアの國土、バルセロー
ナ伯爵であることに満足されず、スペインを構成する
これらの七國をカステイリヤの形式と法に則つて治
められるように、……熱感した秘密の進言を受けつ
つお考えになりお働きになることです。……陛下、あな
た様がこれを実現されましたら、世界中でもっとも強
力を君主となりましょう。」（傍点は筆者）

注目されるのは、オリバーレスが、フェリーペ四世
をそのままでは「スペイン國王」と呼んでおらず、「ス
페인國王」という言葉は、イベリア半島のすべての
諸國の支配者という意味で使われていることである。
スペイン（エスパーニヤ）という言葉は、カトリック兩
王以後ポルトガルと区別された「スペイン」としても
使われるようになるが、ここでは依然としてイベリア
半島全体を指す本来の語源の意味（ローマ時代のヒスパ
ニア）が失われていない。さらに、その成立から一〇〇
年以上を経た後もスペイン王國の実態が「複合王政」
であることが、為政者オリバーレスにははっきりと認
識されていた。ちなみに、スペイン王國の統一性を強
調しようとするとき、カトリック兩王期やフェリーペ

二世のスペインではなく、ローマ支配下のヒスパニアや西ゴート王国(それらの実態は不明)であれ、イベリヤ半島全体を支配領域としていたことが及ぼされていた。

これらに加えて、オリバーレスの言で注目されるのは、為政者の中央集権的構想が、スペインという國家の法体系を新たに築くのではなく、「カステイリヤの形式と法」をほかの諸國にも移植するというかたちでしかなかったことである。一八世紀初め、スペイン王位継承戦争を経てアラゴン連合王國を構成していた諸國の地方特権は廃止されるが、この場合におこなわれたのは、アラゴンがカステイリヤの法によって統治されるといふ宣言であった。つまり、諸國の枠を超えた「スペイン」という上位の政体はいまだ構想されなかったのである。スペイン下國の政治的・法的統合は、一八世紀を通じて「改革」の課題であり続けたし、経済的統合から文化的統合、そして「国民國家」の創出は、近代スペインの課題として残されていく。

(吉古博司)

参考文献

Molas Ribaila, *Pere Ja Monarquía Española* (siglos XVI-

XVIII). Madrid, Historia 16, 1990.

Herrmann, Christian (coord.), *Le premier âge de l'État en Espagne* (1450-1700), Paris, CNRS, 1989.

Billon, J. H., 'A Europe of Composite Monarchies', *Past and Present*, No. 137, 1992.

Gil Pujol, Xavier, 'Visión europea de la monarquía española con a monarquía compuesta, siglos XVI i XVII', *Reseñas. Historia y Economía*, Cultura, 32, 1993.

Edouard-Laurent, S., 'Problématique d'une monarchie au XVIIe siècle: Philippe II, un roi absolu?', *Revue Historique*, 596, 1995.